

平成18年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(8) 組合運営 ①

全国中小企業団体中央会

■ 科目合格者203名、合格率75.7%

平成18年度の組合運営は、申込者数360名、当日の受験者は268名で受験率74.4%、合格者は203名で、合格率75.7%となった。

昨年と比較すると、受験申込は282人から22人減、受験者は291名から23名減、受験率では76.2%から1.8ポイント減の74.4%、合格者は179名から24名増となり、合格率は61.5%から14.2ポイント上昇し、申込者・受験者は減少したが、合格者は増加した。

なお、平成15年・16年・17年度の検定試験で組合運営に合格し、本年度受験が免除されているもので、「組合会計」、「組合制度」または双方を受験したものは61名であった。

得点結果を見ると、最高点は85点、最低点は36点となった。80点以上を獲得したものは昨年度3.4%だったものが4.9%となり1.5ポイント増に留まったもの、80点未満で合格点以上の点数を獲得したものが70.9%と高率になったことで合格者が増加した。過去10年間の平均点を見ると70点台が3回、50点台が2回、60点台が5回となっており、本年度の65.0点は平均的な数値といえる。

得点の状況を見ると、合格点を獲得した率が最も高かったのは第3問の92.2%が合格ラインを越えている。逆に低かったのは第1問で、合格ラインに達したものは28.9%に留まった。

【問題と解答例】

第1問

中小企業組合の収益管理について説明しなさい（解答用紙の解答欄に400字以内で記述しなさい。）。

(解答例)

組合の収益は、事業収入、賦課金収入、事業外収入に大別されるが、事業収入と賦課金収入の安定確保が重要となる。

事業収入は、組合が行う共同事業の手数料収入を主

問題別に詳しく見ると、第1問は、「中小企業組合の収益管理について説明しなさい。」という内容で、400字以内で解答を記述するものである。合格ラインに達したものは73名(28.9%)と低水準に留まり、無回答のものも14名と多かった。

第2問は、組合の経済事業について語群から単語を選択して文を完成させる問題である。1.が共同事業の運営に当たっての配当の方法と内部牽制制度について、2.が共同販売事業の形態について、3.が抵当権、質権、譲渡担保に関する問題である。合格ラインに達したものは214名(79.9%)となった。

第3問は組合の共同事業についての記述に正誤で答える問題で、合格ラインに達したものは247名(92.2%)となり、受験者の多くが組合関係者ということもあり9割を越える高い合格点獲得率となった。

第4問は中小企業に関係の深い法令等についての問題で、1.が「中心市街地の活性化に関する法律」、2.が「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」、3.が「産業活力再生特別措置法」、4.が「有限責任事業組合」、5.が「会社法」について記述の正誤を問う問題で、合格ラインに達したものは199名(75.1%)となった。

第5問は、就業規則、賃金、育児休業、雇用契約等人事・労務管理上の取り扱いについての問題で、全10問に対し各々2つの解答から正解を択一するもので、合格ラインに達したものは203名(75.7%)となった。

体としたものであり、従価・従量・点数等により組合員に対して平等に課される。事業収入は、組合財政の大部分を賄うことができるように計画され、確保される必要がある。そのためには、組合員のニーズに適合

した共同事業が計画され、効率よく実施され、市場や技術等の環境変化に適合して常に改革され、事業量が拡大して行くように努めて行く必要がある。賦課金は、組合の一般管理費、教育・指導等の経費に充たさ

れる。組合運営の合理化に努め、管理を節減し賦課金の負担軽減に努めるとともに、均等割と組合員の企業規模等による差等割りを組み合わせて、組合員の負担の公平化を図りながら安定的に確保する必要がある。

第 2 問

次の文章は、組合の経済事業について述べたものである。文中の〔 〕の中に下記に掲げる語群の中から最も適切な語句を選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 共同事業の運営に当たっては、市価を基準として行い、組合員への剰余金の還元は、〔 1 〕配当制を活用することとしている。また、不正な行為等を防ぐため、〔 2 〕制度が十分に機能するよう措置することが必要である。

〈語群〉 ア. 出来高 イ. 事業利用分量 ウ. 出資金
エ. 内部統制 オ. 内部検品 カ. 内部率制

2. 共同販売事業の形態において、〔 3 〕方式とは、特定の物品について販売の窓口を組合に一本化する場合であり、〔 4 〕方式とは、組合を通じての販売を組合員の任意に任せ、組合を通さずに独自で販売することも認める場合である。また〔 5 〕方式は、組合員の製品を組合が委託なり買取などで引き取ったうえで、組合自体の商品として販売する方法で、製品の規格統一が前提となる。

〈語群〉 キ. 任意的 ク. 強制的 ケ. 随意的
コ. 総合販売 サ. 個別販売 シ. 統一販売

3. 〔 6 〕とは、債務者又は第三者が所有する不動産などを、その占有を移さずに債務の担保に提供させることをいう。〔 7 〕とは、その目的物を債権者の手元に留め置き、債務が返済されない場合は、目的物を処分して優先弁済を受ける担保権で、動産、債権、有価証券などがその対象となる。〔 8 〕とは、担保の目的物の占有、使用は引き続き債務者が行うが、その所有権のみを債権者に移し、債務が返済されない場合には債権者が目的物を処分して貸付金の返済に充当できる担保権をいう。

〈語群〉 ス. 譲渡担保 セ. 質 権 ソ. 留保権
タ. 一時留置 チ. 抵当権 ツ. 連帯保証

4. 共同金融事業において貸付を行うに当たり、貸付先等（法人に限る）の事業目的や行為能力などを確認するために、通常発行日後〔 9 〕ヵ月以内の〔 10 〕を徴求する。

〈語群〉 テ. 1 ト. 3 ナ. 6
ニ. 商業登記簿謄本 ス. 印鑑証明 ネ. 戸籍証明

(解 答)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
イ	カ	ク	キ	コ	チ	セ	ス	ト	ニ

(次号に続く)